

消 防 予 第 6 2 号

平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

(公 印 省 略)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める
省令の一部を改正する省令の公布について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 28 日に公布されました。

平成 30 年 6 月 1 日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 34 号。以下「改正省令」という。）により、民泊住戸部分が 300 m²未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となりました。

これを踏まえて、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）第 6 条において、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するべく、本改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項（改正省令第 6 条関係）

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 29 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務

省令第 156 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。

2 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 施行期日に関する事項（改正省令附則関係）

公布の日から施行することとしたこと。